

公正で透明な行政運営を目指す

町行政手続条例が 10月1日からスタート

今年6月議会で制定された光町行政手続条例が、10月1日から施行（実際に用いられること）されました。

これまで、行政手続については、許認可などの処分によってはどのような基準で審査や処理を行っているのか明確でないとか、行政指導が多用され行政が分かれにくいなど、手続の不備不統一が指摘されていました。

この条例は、行政手続法の趣旨を踏まえて、町の条例や規則に根拠を置く处分や届出、行政指導の手続について、共通するルールを定めることによって、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、町民の皆さんの権利利益を保護することを目的としています。

この条例で定める申請に対する処分等に関する基本的なルールについて、手

続上の差異が生じないよう行政手続法とほぼ同様の内容となっています。その柱は次のとおりです。

町が申請に対する処分を行う場合

迅速で透明な処理を確保するための規定を置きました。

町が行政指導を行う場合

明確で透明な行政指導を行ふことを確保するための規定を置きました。

変わりました 入院時食事代

入院したときの食事代は定額自己負担となっています。この自己負担額が10月1日から下表のように変更になりました。

自己負担額（1日当たり）

人 数	住民税 非課税世帯等で老 人 福祉年金を受けて いる	世帯等 90日を超える入院	一般 加 入 者	住民税 非課税世帯等の 規定
				90日までの入院
300円	500円	650円	760円	

- ※ 住民税非課税世帯等の方は、医療機関へ「標準負担額減額認定証」の提示が必要となります。
- ※ 標準負担額減額認定証は、申請により、交付を受けることができます。
- ※ 入院日数については、過去1年間の入院日数の合計です。
- ※ 食事代は、高額療養費の支給対象にはなりません。

問合せ 保健衛生課国保係	勤務先 ←
社会保険加入者	役場保健衛生課国保係 ←

ご存じですか？ お年寄りの医療制度

老人保健制度



70歳以上（※注 一定の障害がある方は、65歳以上）の方は、病気やケガをした場合、老人保健制度で診療を受けることになります。ただし、加入している国民健康保険・社会保険の資格は、そのまま残されます。

医療受給者としての資格は、70歳の誕生日の翌月（1月が誕生日の方はその月から）になります。

※注・身体障害者1級から3級、4級の音声や言語機能の障害、下肢障害の1号、3号、4号のいずれかに該当している方・国民年金法による障害基礎年金の受給者

◎窓口で支払う一部負担金は……

外 来		入 院		入院時食代	
1か月	1,020円	1 日	710円	1 日	760円
				入院した日数分だけ支払います。（ただし、住民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者は、1日300円を2ヶ月間だけ支払います）	住民税非課税世帯等の方は、負担額が軽減されますので、申請して下さい。

◎届出は忘れなく、加入保険が変更になった時は……

加入保険が変更になった場合（社会保険から社会保険へ）は、新しい保険証を持参し、保健衛生課国保係まで申請して下さい。

◎社会福祉施設等に入所する人は……

国民健康保険の加入者で他の市町村にある老人ホームなどの社会福祉施設等に入所（または入院）する場合は、引き続き今までの国民健康保険の加入者となります。